

【参考資料2】

成年年齢引下げに対する消費者庁の取組	
消費者教育の充実	<p>教材の開発、手法の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材について、全国の学校教育現場での活用を推進 (2017年度は、徳島県内の全高校で教材を活用した授業を実施) ・主体的・対話的で深い学びの視点(アクティブ・ラーニングの視点)からの授業改善を図った学習により、実践的な知識の習得を推進 <p>実務経験者の学校教育現場での活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験者(消費生活相談員、弁護士、司法書士等)を外部講師として学校教育現場で活用することを推進 (連携の推進のため、消費者教育コーディネーターの育成・配置の促進に向けた活動を支援) <p>教員の教育・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等において、消費者教育に関する取組を推進 <p>大学、専門学校等と消費生活センターの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有や出前講座等を実施 <p>消費者教育推進の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における「消費者教育推進計画」の策定及び「消費者教育推進地域協議会」の設置を推進
制度整備等	<p>消費者契約法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為に対して取消権を追加 ・事業者の努力義務として個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供することを明示 <p>特定商取引法施行規則の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる行為が行政処分の対象となることを明確化 <p>特定商取引法に違反した事業者に対する厳正な法執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の法執行体制強化の支援等
消費生活相談窓口の充実・周知	<p>消費生活相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における消費生活センターの整備 <p>消費者ホットライン188の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者ホットライン188、消費生活センターの存在と役割について、積極的な広報